

No.	提出された御意見	総務省の考え方
1	<p>実際の無線通信の運用状況の確認は、免許申請ベースの問い合わせではなく実際の電波観測による運用状況のチェックが必要だと思います。</p> <p>私は以前に無線妨害や混信対策などを行いました。一つの周波数の利用者を特定する際に、総務省の電波利用状況データベースでは役に立たず、Wikipedia.org や出版社が発行する周波数データ資料、または通信事業者本人が提供する情報と実測を比較して特定しました。</p> <p>Wikipedia.org に記載されている情報のほうが実際に電波を送信し運用されている現実を良く反映しています。</p> <p>総務省が提供する周波数利用データベースは免許申請ベースなので使用していない周波数や、申請書に複数の周波数が記載されており、現実の運用状況と一対一ではないので利用しづらく、また、リアルタイムの現実の電波送信状況は必ずしも反映されておりません。</p> <p>電波観測による実測データに基づく利用状況も調査データに含めるべきです。</p> <p>もし、実測データを含めないと、電波干渉(インターフェア)などの現実が把握できないこととなります。</p> <p>電波は波の振動現象を周波数で共有しているのであり、チャンネルとして分離している様に見えるのは、単に受信機側の選択度やフィルタが効いているのであり、現実には空間を伝わる波の状態は、異なる周波数の波が合成された状態で、そこに存在しています。</p> <p>ですから周波数が空いているからといって間違った割り当てを行えば、必ず干渉や妨害が生じます。巨大出力の送信設備になればなるほど妨害は大きくなります。(デジタル放送と業務無線や携帯電話などの妨害が起こります)</p> <p>空き周波数は緩衝帯なのであり、不動産における空き地と等価ではないので、存在理由があります。</p> <p>利用状況調査には実測データも含め、判断資料とする必要があると思います。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>利用状況調査は、電波の利用状況を把握するために必要な無線局の数、無線局の具体的な使用実態、他の電気通信手段への代替可能性等の調査を行っているものであり、今後はその補完として電波の発射状況の調査を行うことを予定しています。</p>
2	<p>【3.4GHz 超 4.4GHz 以下】</p> <p>3.4-4.2GHz帯について、第4世代移動通信システムの導入が予定されており、同システムの導入に向けた検討、環境整備を進めていくという方向性を支持します。</p> <p>特にITUにおいてIMT周波数として特定されている3.4-3.6GHz帯のうち、3,400-3,456MHz帯については、当該周波数帯を現在使用している無線局の移行について「免許人に</p>	<p>頂いた御意見は、賛同意見として承ります。なお、要望事項については、参考とさせていただきます。</p>

においては、計画的に移行を進めていく必要がある。また、第4世代移動通信システムの導入に向けた環境整備を早急かつ着実に進めていく必要がある。このため、第4世代移動通信システムの需要動向等を踏まえて、3,400-3,456MHz帯の最終の周波数の使用期限の設定を速やかに実施する必要がある。」と評価されており、この評価を支持するとともに、当該周波数帯を使用する無線局の運用を考慮しつつも、速やかに使用期限が設定されることを希望します。

【4.4GHz 超 5.85GHz 以下】

「第4世代移動通信システムの周波数は、3.4-3.6GHz帯の200MHz幅が特定されているが、サービスの多様化・高度化、トラフィックの増大等に伴う周波数のひっ迫に対応するため、第4世代移動通信システムへの更なる周波数の追加分配がWRC-15の議題となっている。4.4-4.9GHz帯がその候補周波数帯とされており、国際協調を図りつつ検討を行っていく必要がある。」との評価内容を支持します。今後、4.4-4.9GHz帯を第4世代移動通信システムに使用するための検討が促進されることを希望します。

【その他】

平成24年度電波の利用状況調査対象である周波数帯(3.4GHz帯超)では、既に固定通信システムへの割当がされておりますが、移動通信システムの高度化に伴い、エントランス回線の大容量化が求められていることから、固定通信システムの高度化の検討促進を希望します。

【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】

3,400-3,600MHz帯はWRC-07においてIMT用途に特定され、100か国以上の国が移動通信システム用途に使用することを表明し、諸外国で利用が開始されています。

我が国においても、スマートフォン等の普及により近年の移動通信システムのトラフィックは年間約2倍と急増しており、高速・大容量サービスを実現できる第4世代移動通信システムの市場投入は急務であると考えます。現在第4世代移動通信システムの技術的条件についてとりまとめた「携帯電話等高度化委員会報告(案)」が公表され、今夏にも答申予定であり、平成27年度を目途に3,400-3,600MHz帯の第4世代移動通信システムの導入が見込まれています。

しかしながら、今回の電波の利用状況の評価結果(案)にもある通り、3,400-3,456MHz帯については、音声STL/TTL/TSL、音声FPU及び放送監視制御が使用してお

頂いた御意見の「周波数移行」については、第4世代移動通信システムの需要動向等を踏まえて、3,400-3,456MHz帯の最終の周波数の使用期限の設定を速やかに検討するとともに、移行等の実施状況の透明性を確保するために、残存無線局数の定期的な公表についても検討することとしています。

り、周波数再編アクションプラン(平成 24 年 10 月改定版)において最長で平成 34 年 11 月 30 日までに周波数移行することとしています。当該免許人の 35.7%がいまだ移行・代替・廃止の計画を有しておらず、周波数移行が進んでいない状況にあります。

この周波数移行を進めるために、音声 STL/TTL/TSL、音声 FPU 及び放送監視制御は移行先周波数が既に確保されているので、現在の免許の再免許を認めず、且つ新たな免許の交付を停止する等の措置を講じるべきであると考えます。これら無線局免許の有効期間は電波法第十三条で定められている通り 5 年であることを考慮し、速やかに周波数移行が完了する対策を実施するべきであると考えます。

【ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンク
テレコム株式会社及びソフトバンクBB株式
会社並びに Wireless City Planning 株式会社】

4

3.4GHz-3.6GHz帯については、WRC-07でIMT用周波数として特定されています。また、我が国においても平成27年度を目途に、当該帯域での第4世代移動通信システムの導入が検討されているところです。

しかし当該帯域については、「平成24年度電波の利用状況調査の調査結果及び評価結果の概要周波数区分①(3.4GHz超4.4GHz以下)」において指摘されている通り、「特に、3,400-3,456MHz帯については(中略)放送事業用無線局がまだ相当数残っている」といった状況もあるため、総務省殿において、速やかな周波数移行の完了に向けた対策の実施をお願いいたします。

【イー・アクセス株式会社】

頂いた御意見の「周波数移行」については、第4世代移動通信システムの需要動向等を踏まえて、3,400-3,456MHz帯の最終の周波数の使用期限の設定を速やかに検討するとともに、移行等の実施状況の透明性を確保するために、残存無線局数の定期的な公表についても検討することとしています。